

# 横浜市よこはまプラス資金（ベンチャー支援）資格申告書

年 月 日

(申告先)

横浜市信用保証協会会長

(申告者) 企 業 名

事業所所在地

(TEL FAX )

代 表 者 名

( 年 月 日生 歳)

横浜市よこはまプラス資金（ベンチャー支援）の融資申込にあたり、融資対象者 \_\_\_\_（※1）及び \_\_\_\_ 項（※2）の融資申込有資格者として申告します。 ※1・2 裏面の表をご覧ください。

## 1 企業の概要

代 表 者 住 所	(TEL FAX )		
創 業 日 (又は予定日)	年 月 日	本 資 金 借 入 (希 望 額)	千円
従 業 員 等		自 己 資 金	千円
業 種			
事 業 内 容			
許 認 可 の 必 要 の 有 無	① 必要である。 ② 必要でない。		

## 2 対象の確認（創業5年未満の方のみ記入してください）

創 業 ( 予 定 ) 地 ・ 事 業 所 開 設 地	〒 (TEL FAX )
創 業 地 (市外創業で市内に移転した場合)	〒 (TEL FAX )
本事業以外の事業経営の有無 (事業を営んでいない個人である)	① 創業時点で本申込以外の <u>事業を営んでいない。</u> ② 創業時点で本申込以外の <u>事業を営んでいる。</u>
他 法 人 役 員 の 就 任 の 有 無 (代表権のある役員の場合は対象にならない)	① 創業時点で <u>就任していない。</u> ② 創業時点で <u>就任している。</u> (法人名 役職名 )
事 業 着 手 の 状 況	① 店舗等の契約済み ② 設備発注済み ③ 既売上計上 ④ 原材料等仕入済み ⑤ その他 ( )

この資格申告書に、以下の書類を添付してください。

・創業・再挑戦・ベンチャー支援計画書（別添17-3）

・以下のいずれかの疎明資料

融資対象者1の方： プログラム終了後、経済局新産業創造課に申請し、認定・交付される「横浜市よこはまプラス資金（ベンチャー支援 YOXO アクセラレータープログラム）認定申請書兼認定書（別添18-2）」

融資対象者2の方： プログラム選考後に経済局経営・創業支援課により交付される「創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴奏支援プログラム』 支援決定通知書（写）」

※「令和元年度横浜アクセラレーションプログラム事業 支援決定通知書（写）」又は「令和2年度スタートアップ 企業伴奏支援プログラム事業 支援決定通知書（写）」も可

融資対象者3の方： プログラム修了後にCONNECTにより交付される「Certificate of Completion（写）」

融資対象者4の方： (1) 株式会社日本政策金融公庫による融資実行後の「金銭消費貸借契約書（写）」

(2) 株式会社日本政策金融公庫との協調融資の場合は、中小企業事業で交付される「借入申込承諾書（写）」

又は国民生活事業で交付される「ご融資のお知らせ・借用証書（写）」

**(※1) 〃に該当するものを次の融資対象者1から融資対象者4より選び記入してください**

- 1 スタートアップ成長支援拠点「YOXO BOX」における「YOXO アクセラレータープログラム」の支援を受けた方（これから創業する方も可）
- 2 「創業期ビジネス支援事業『ヨコハマ起業家伴奏支援プログラム』」の支援を受けた方（「令和元年度横浜アクセラレーションプログラム事業」又は「令和2年度スタートアップ企業伴奏支援プログラム事業」の支援を受けた方も可）
- 3 「The Springboard™ Program in Yokohama」の支援を受けた方
- 4 日本政策金融公庫の資本性ローン（企業再生による貸付を除く）又は新型コロナ対策資本性劣後ローン（新事業型に限る）を利用している方（本資金との協調融資も可）

**(※2) 〃項に該当するものを次の1項から9項より選び記入してください。**

- 1 1か月以内に市内で新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。
- 2 2か月以内に市内で新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。
- 3 新たに事業を開始した日以降5年を経過していないもの。
- 4 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、同一事業を法人化したもので、かつ、新たに事業を開始した日以降5年を経過していないもの。
- 5 新たに設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していないもの。
- 6 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ、新たに市内で会社を設立して事業を開始する具体的計画を有するもの。
- 7 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施する会社により新たに設立された会社であって、設立した日以降5年を経過していないもの。
- 8 新たに事業を開始した日以降5年を経過し、かつ15年を経過していないもの。
- 9 新たに設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過し、かつ15年を経過していないもの。